指定申請等の手続きの流れ

内　容	明　石　市	事業者	備　考
事前協議	●事前協議の受付 ・提出書類の審査 ・現地確認等 ●明石市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取 ●事前協議完了を通知	●事前協議の申込み ●住民説明会 ●建築確認申請 ●着工	＜事前協議提出書類＞ 「指定申請書等一覧表」参照
		●竣工（完成）	
指定申請	●指定申請受付 ・提出書類の審査 ・現地確認 ・その他 ●明石市地域密着型サービス運営委員会への報告 ●県及び国保連合会への連絡 ●指定通知	●指定の申請 （原則として、事前協議で提出済の書類は除く。）	＜提出書類＞ 土地・建物等の賃貸契約書（写）、建築、消防の検査済証、施設完成図面、写真等 ＜指定申請の時期＞ 事業開始時期等について事前に明石市と協議のうえ、指定申請すること。
		●事業の開始	
その他		●老人福祉法の届出 ●生活保護法指定介護機関指定申請 ●事業開始までに定められた必要な研修を修了すること。	